

事務連絡
令和6年1月16日

各消費生活協同組合（連合会）代表理事 殿

東京都生活文化スポーツ局
消費生活部取引指導課長

インターネット等を活用した総（代）会について

標記の件について、厚生労働省から、消費生活協同組合（連合会）を管轄する各都道府県に対し、別添（令和5年12月27日社援協発 1227 第2号、以下「国通知」という）のとおり通知が発出され、「5. インターネット等を活用した総（代）会の取扱いについて」において、従来から実施している「ハイブリッド参加型総（代）会」（※1）に加え、「ハイブリッド出席型総（代）会」（※2）の開催も差し支えない旨が通知されました。

ついては、東京都認可の消費生活協同組合（連合会）においても、同様の取扱いとしますので、お知らせいたします。

ただし、「ハイブリッド出席型総（代）会」の開催にあたっては、国通知に記載のとおり、開催場所と組合員との間で情報伝達の双方向性と即時性が確保される必要があるほか、組合員の規模や分散といった地域性、これまでの総（代）会運営（組合員からの質問・意見陳述の機会の確保等）などを考慮した具体的な総（代）会運営方法、定款との整合性（役員選任の投票方法（無記名投票）等）、組合員の意向などを勘案し、総（代）会での議案の審議や組合員の議決権の行使等に支障・停滞が生じないように、現実的に実行可能な方法を検討する必要があります。また、「ハイブリッド出席型総（代）会」を開催する際には、総（代）会の成立及び議決の有効性に疑義が生じないように、十分ご留意ください。

なお、「バーチャルオンリー型総（代）会」（※3）の開催は、現行の消費生活協同組合法令上認められておりません。

その他、上記手法に関する留意事項等については、以下をご参照ください。

- ※1 「ハイブリッド参加型総（代）会」
物理的な場所での総（代）会開催にあわせて、インターネット等の手段を用いて審議を傍聴することができる総（代）会。
- ※2 「ハイブリッド出席型総（代）会」
物理的な場所での総（代）会開催にあわせて、開催場所に在所しない役員、総代等がインターネット等の手段を用いて出席し、審議に加わることができる総（代）会。
- ※3 「バーチャルオンリー型総（代）会」
物理的な場所での開催をせずに、役員や総代等がすべてインターネット等の手段を用いて出席する総（代）会。

(参考)「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」(経済産業省)

<https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210203002/20210203002-1.pdf>

<連絡先>

東京都生活文化スポーツ局消費生活部

取引指導課生活協同組合担当

電話: 03 (5388) 3060

FAX : 03 (5388) 1332

E-mail : S1121402@section.metro.tokyo.jp